

京都市立総合支援学校 PTA連絡協議会学習会

司法書士さんに聞く 今知りたい！！
わが子に必要な諸手続き！

はじめに

▶ 司法書士って何する人？

司法→裁判所、法務局

書士→書類を作る人

Cf 行政書士

行政（市役所等）へ提出する書類を作成する人

※ 税金 → 税理士

年金 → 社会保険労務士

今日のお話

- ▶ 18歳成人の影響
- ▶ 親なき後に備えて

18歳成人

▶ 令和4年4月1日から

成年（人）年齢が18歳に

→ 令和4年4月1日時点で18歳、19歳
の人全員が成人することに

1 8歳成人で何が変わるか

▶ 飲酒、喫煙、公営ギャンブル ×

▶ 18歳選挙権

→既に平成28年施行済み

(養育費は?)

1 8歳成人で何が変わるか

- ▶ 一人で有効な契約をすることができる。
⇔未成年者の場合は父母の同意が必要
(同意ない契約は取り消し可能)
- ▶ 父母の親権がなくなる

親権とは

- ▶ 養育監護する
- ▶ 財産の管理を行う
- ▶ 子を代理して法律行為を行う

親権がなくなるとは

- ▶ 養育監護する
 - 義務的な側面が大きいため変化はあまりない
- ▶ 財産の管理を行う
 - 預貯金の管理等は窓口対応が必要なものの以外
(定期預金の解約等) は、事実上可能
- ▶ 子を代理して法律行為を行う
 - 出来なくなってしまう

親権がなくなるとは

- ▶ 事実上の行為はできる。
- ▶ 公的な行為については制約が生じる。
- ▶ 子の行った行為を取り消すことができない。
 - ・ 消費者金融で借金をしてきた
 - ・ 高額なものの購入してきた

子の代わりにできなくなること

- ▶ 遺産分割協議等の相続手続き
- ▶ 定期預金契約の締結、解約
- ▶ お子さん名義の預金通帳の作成
- ▶ 任意後見契約の締結

親権にかわるものは？

▶ 成年後見制度

→ 法定後見制度（後見・保佐・補助）

→ 任意後見制度

法定後見制度

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意 又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理 することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

法定後見制度のメリット

- ▶ お子さんの判断能力に応じた支援が受けられる
- ▶ 親権が無くなったことの不利益が減る
(相続手続き、不動産の売却等)
- ▶ 第三者に後見人等をまかせると負担が減る

法定後見制度のデメリット

- ▶ 費用がかかる
(後見人の報酬等)
- ▶ 融通が利かない
(本人の生活や健康を維持する出費以外不可)
- ▶ 後見人等を自由には選べない
(候補者は指定できるがその通りになるかは不明)
- ▶ お子さんが亡くなるまで一生続く

任意後見制度

- ▶ 任意後見制度とは
あらかじめ、本人（本人が未成年なら親権者）が自ら選んだ人（任意後見人）に、判断が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度

任意後見制度

- ▶ 後見人の指定ができる。
- ▶ やってもらいたいことを自由に決められる。
- ▶ ただし、取消権がない。

いつから後見人になる？

- ① 判断能力が不十分
- +
- ② 任意後見監督人を選任
(家庭裁判所に申立)

任意後見監督人

- ▶ 基本的に第三者（弁護士、司法書士等）
- ▶ 任意後見人を監督（家庭裁判所に報告）
→ 自由が制限される可能性
- ▶ 報酬が発生

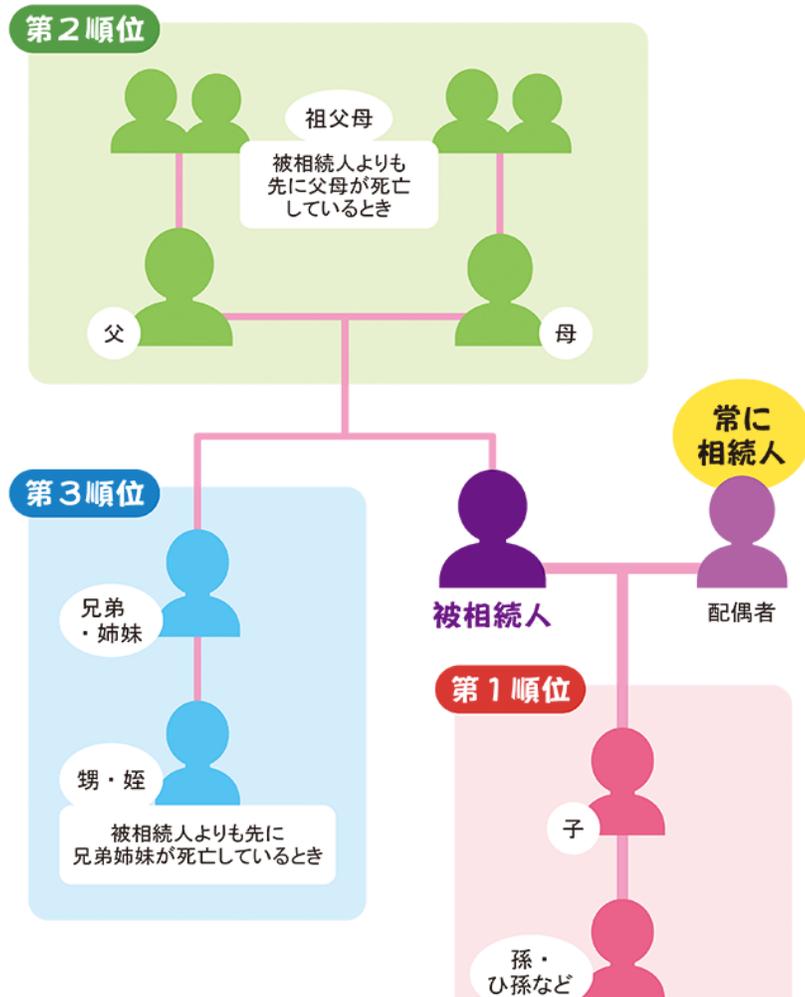
後見人（法定・任意）をつけるべきか （個人的な意見）

- ▶ 一人で契約し、トラブルが予想される場合
→法定後見を検討すべき
- ▶ 一人で契約等をする可能性が低い場合
→出来るだけ後見等を先延ばしにする
- ▶ 任意後見
→メリットを感じる方が検討

親なき後に備えて

- ▶ 一般的な相続に関するお話
- ▶ 相続等の対策としての諸制度

相続人の範囲



政府広報オンライン より

法定相続割合

相続人	相続する割合
配偶者のみ	配偶者100%
配偶者と子	配偶者2分の1 子(全員で)2分の1
配偶者と父母	配偶者3分の2 父母(全員で)3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者4分の3 兄弟姉妹(全員で)4分の1

政府広報オンライン より

ただし、当事者で上記割合と違う割合で相続する旨の遺産分割協議を行うことは可能です。

具体例：夫 死亡
相続人 妻 子ども2人

▶ 法定相続

妻 2分の1

子ども 4分の1ずつ

▶ 遺産分割

妻 単独など自由

(ただし、判断能力が必要)

遺産分割協議

▶ お子さんに判断能力がない場合

①法定相続どおり



判断能力のないお子さんが名義人となる
(売却等の場合に後見人が必要)

②後見人等を選任

(遺産分割内容については自由とはいかない)

遺言

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言

自筆証書遺言のメリット

- ① 費用がかからない
- ② 手軽に作成できる
- ③ 遺言の内容を誰にも知られず作成できる

自筆証書遺言のデメリット

- ① 全て自筆で記載する必要（財産目録を除く）
- ② 訂正方法など厳格な決まりがある
→無効となる可能性がある
- ③ 家庭裁判所の検認が必要
（法務局の保管制度あり）

公正証書遺言のメリット

- ① 遺言の有効性に争いが少ない
- ② 家庭裁判所の検認手続不要

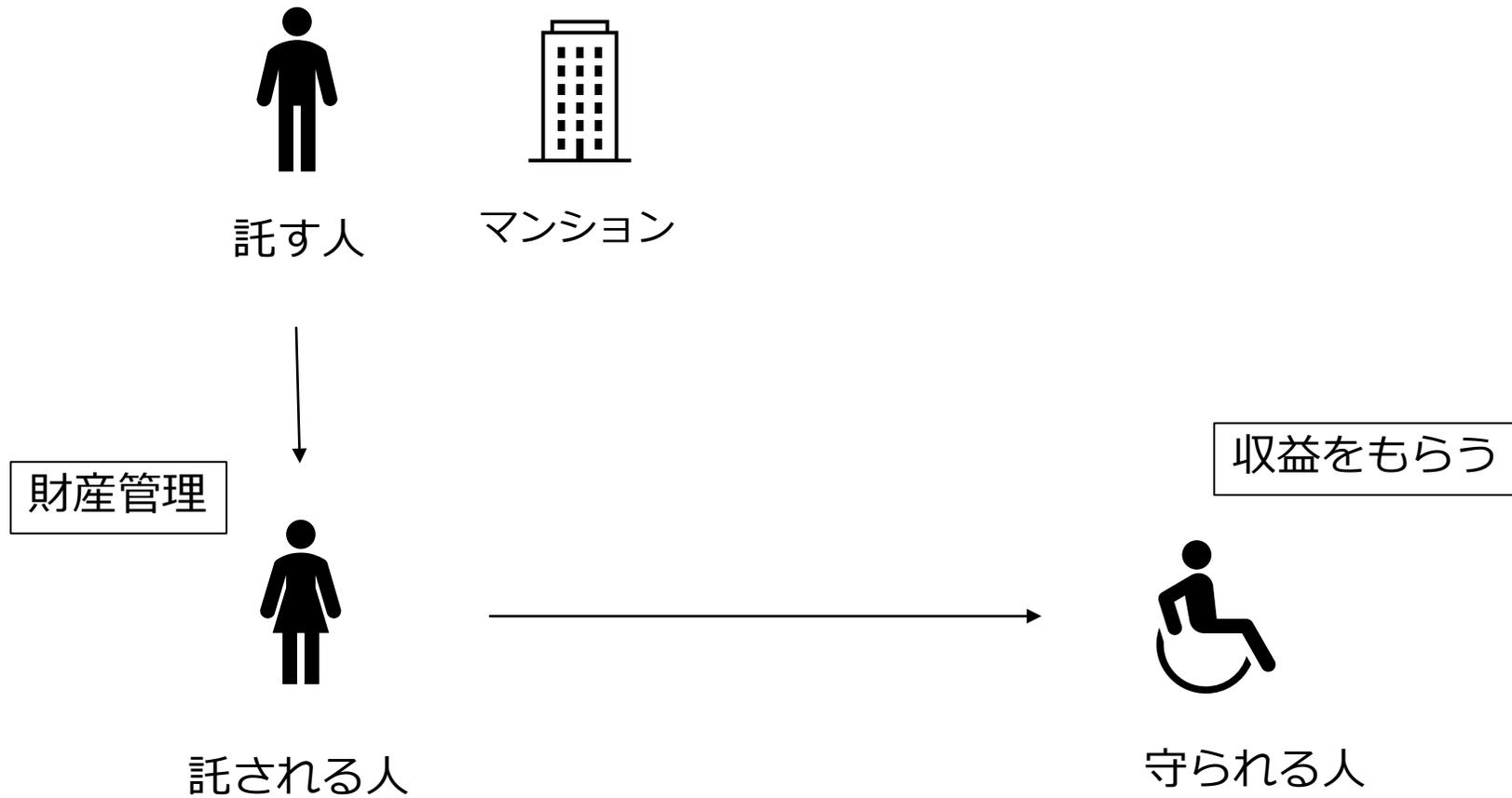
公正証書遺言のデメリット

- ① 費用がかかる
- ② 証人が2人必要（利害関係のない人）

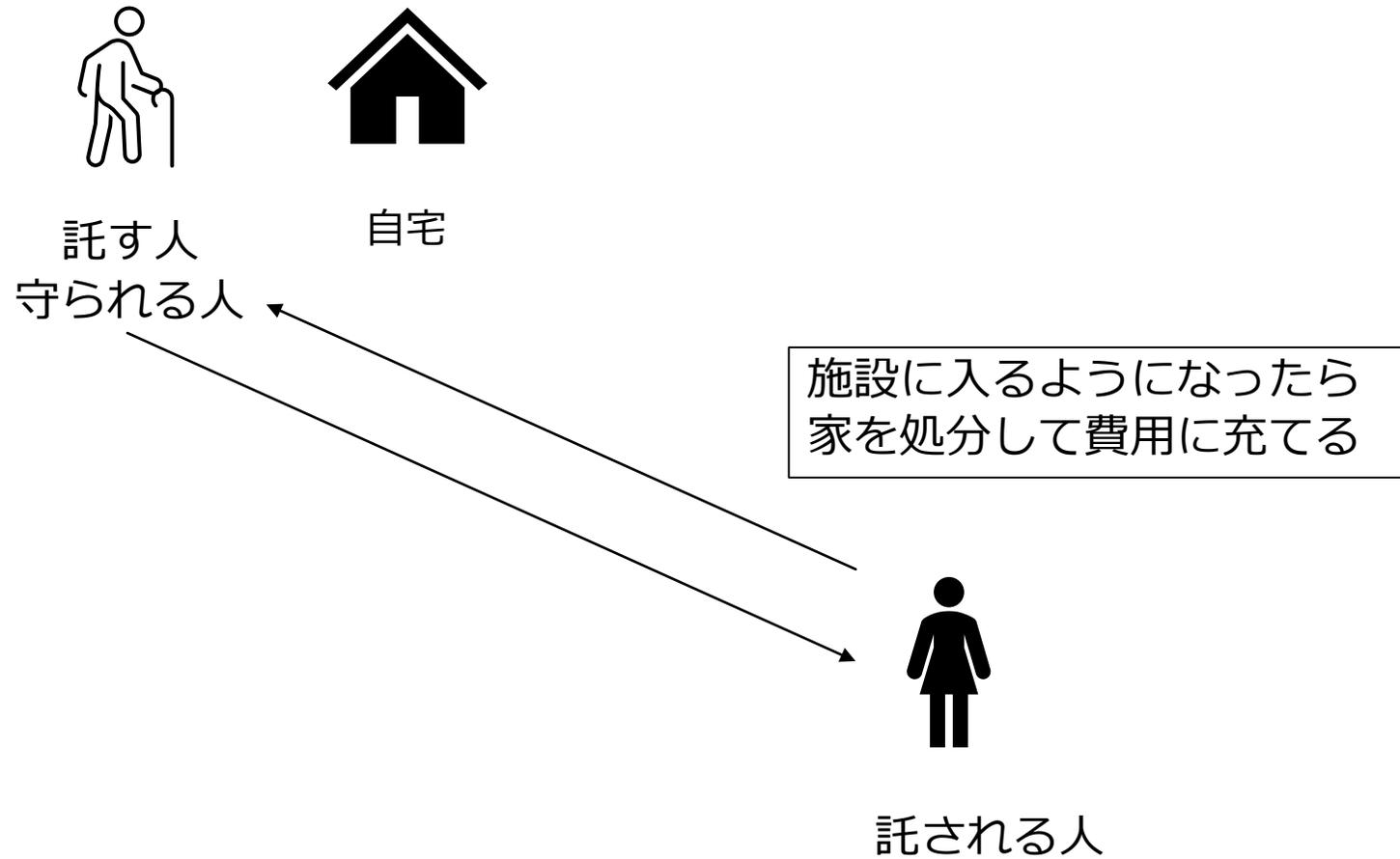
遺言の内容について（視点）

- ① 自分たち親が高齢化したときの生活
- ② 親なきあとの子どもたちの生活

家族信託



家族信託



親なきあとに備えるその他の制度

- ▶ 生命保険信託
- ▶ 死後事務委任契約
- ▶ 法定後見制度

生命保険信託

- ▶ 生命保険信託 = ①生命保険 + ②信託
生命保険の受取り人を信託会社等にして
信託会社にお子さん等に渡し方等を指定

生命保険信託が有効なケース

お子さんが親なきあと自立して生活することが
想定される場合

→分割して月々年金のようにわたすことで自立
を支援することが可能

→現在お金がなくても保険料として積立て可能

死後事務委任契約

自分が亡くなったあとの手続き一式を第三者に生前に委託しておく契約

相続のよくある質問

- ▶ 相続税はかかりますか
→ 3000万円 + (600万円 × 相続人)
まではかかりません。

相続のよくある質問

- ▶ 預貯金はいつ凍結されますか
→ 銀行等が名義人の死亡を知るまで凍結されません。
- ▶ 不動産名義変更はいつまでに
→ 期限はありません
(ただし、令和6年4月以降、3年以内)

相続のよくある質問

- ▶ 相続税はかかりますか
→ 3000万円 + (600万円 × 相続人)
まではかかりません。

まとめ

